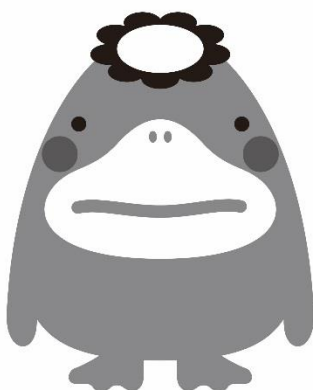


せい かつ ほ ご 生 活 保 護 の し お り

せいかつ ほご しんせい
生活保護の申請は
こくみん けんり
国民の権利です。

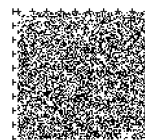
ひとり なやんで
一人で悩んでいませんか？

せいかつ ほご しらない ごそうだん
生活保護のことをよく知らないために、ご相談できていな
かた せいかつ くるしい かんじたら
い方はいらっしゃいませんか？生活が苦しいと感じたら、
ごそうだん
ためらわずにご相談ください。



くるっぱ

く る め し ふく し じ む しよ
久 留 米 市 福 祉 事 務 所

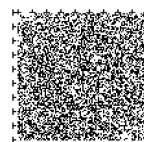


このしおりは、生活保護の手続きや制度について説明したものです。

はじめから終わりまでよく読んで大切に持っておいてください。

目次

	ページ
1 生活保護とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 生活保護を受ける前に・・・・・・・・	1
3 生活保護のしくみ・・・・・・・・	3
4 生活保護の種類・・・・・・・・	4
5 生活保護が決まるまで・・・・・・・・	5
6 保護を受ける人の権利・・・・・・・・	6
7 保護を受ける人の義務・・・・・・・・	6
8 保護費の返還・・・・・・・・	7
9 病院にかかるとき・・・・・・・・	8
10 介護サービスが必要なとき・・・・・・・・	9
11 保護の決定に不服があるとき・・・・・・・・	10
12 地区担当員と民生委員・児童委員・・・・・・・・	10
13 外国人の保護・・・・・・・・	11
14 その他・・・・・・・・	11
15 生活困窮者自立支援制度について・・・・・・・・	11
不正受給にならないために・・・・・・・・	12
ジェネリック医薬品について・・・・・・・・	21
マイナンバーの利用について・・・・・・・・	23



1 生活保護とは

生活保護とは、憲法第25条の理念に基づいて、高齢や病気、事故、育児などで働けない、その他、さまざまな事情で収入が減少し、生活に困っている世帯に対し、国が最低限度の生活を保障するとともに、再び自分たちの力で生活できるようお手伝いする制度です。

日本国憲法

第25条 (生存権、国の生存権保障義務)

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法

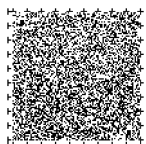
第1条 (この法律の目的)

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

2 生活保護を受ける前に

生活保護は、国民の税金でまかなわれていますので、生活保護を受ける前に、次のような努力をしてください。

これらの努力をしてもなお、最低限度の生活を維持できない時に、生活保護が適用されます。



- 1 最低生活に必要な余分な資産（預貯金、生命保険、自動車、不動産、
貴金属等）は、原則として、生活のために処分して活用してください。
 - 2 世帯の中で、働ける人は、その能力に応じて働き、収入を得てください。
 - 3 年金、児童手当、児童扶養手当、健康保険の傷病手当金、雇用保険の
失業給付金など、他の法律や制度で受けられる支援がある場合は、
それを先に受けてください。
- 以上は、保護の要件となっています。

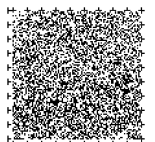
※ また、親、子ども、兄弟姉妹など民法に定められた扶養義務者から援助や
支援を受けることができる場合はそれが優先します。

※ 暴力団員（世帯の中に暴力団員がいる場合を含む）は働く能力の活用
要件に適合しないため、また、資産や収入の活用要件が確認できないため、
原則として生活保護を受けることができません。

生活保護法

第4条 (保護の補足性)

- 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、
能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持の
ために活用することを要件として行われる。
- 2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の
扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による
保護に優先して、行われるものとする。



3 生活保護のしくみ

生活保護は世帯を単位に決定されます。これら世帯全員の収入が、国が定める最低生活費を下回っている場合に、保護に該当することとなります。

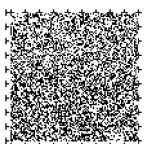


保護基準とは、世帯員数、年齢などにより国が定めた基準で、それぞれの世帯ごとに計算された最低生活費の額です。

収入とはその世帯のすべての収入をいいます。

- ① 働いて得た収入（給料、賞与、高校生などのアルバイト収入など）
- ② 年金、手当などの収入
- ③ 親族などの仕送りで得た収入
- ④ 資産を売ったり貸したりして得た収入、相続、贈与による収入

このうち、働いて得た収入については、交通費や社会保険料等の必要経費が控除されるほか、収入に応じた一定額に控除（基礎控除）、20歳未満の場合は20歳未満控除があり、控除後の金額を収入として認定しますので、結果的に保護費と合わせれば、就労することで世帯の生活費は増えることになります。

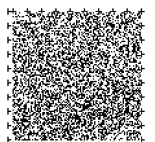


4 生活保護の種類

生活保護には、次の8つの扶助があります。国の定める基準により、世帯の状況に応じて必要な扶助を支給します。

- 1 生活扶助 生活に必要な食費、衣服費、光熱水費などに充てる費用です。
- 2 住宅扶助 家賃や住宅の修理などに充てられる費用です。
- 3 教育扶助 義務教育に必要な学用品、教材費、給食費などの費用に充てられるものです。
- 4 医療扶助 病気、ケガの治療に関する費用です。(現物 給付)
※ 病院窓口で支払う医療費については、原則として福祉事務所が10割負担します。ただし、世帯の収入や社会保険の加入等によって変わってきます。国民健康保険等の対象外の治療は扶助できません。
- 5 介護扶助 介護サービスに関する費用です。(現物 給付)
- 6 出産扶助 出産に関する費用です。
- 7 生業扶助 仕事の技能を身につけるための費用や就職の支度金、または高等学校の就学に関する費用などです。
- 8 葬祭扶助 葬祭に関する費用です。

この他に、入学、転居、移送などの費用について臨時的に支給される扶助もあります。また、傷病や通院などの状況に応じて、必要と認められた場合には、医療移送費(病院への通院交通費)が支給されることがあります。これらを支給するには、原則として、事前の申請や領収書などの提出が必要となるため、支給が必要な場合は、地区担当員(ケースワーカー)にご相談ください。



5 生活保護が決まるまで

相談

生活に困って保護の相談をしたいときは、福祉事務所生活支援課（市庁舎地下1階）または、各総合支所窓口にお越しください。そこで、お困りの事情をご相談ください。

申請

ご相談後、保護の申請を希望される方は、保護申請書など必要書類を提出してください。

調査

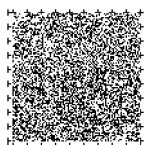
申請書が提出されますと、福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）があなたのお宅に伺い、生活の状況を調査するとともに、保護の要件が満たされているかの調査として、扶養義務調査や金融機関調査、必要に応じ病状調査や関係先に確認の調査を行います。

決定

調査に基づき、国の基準による最低生活費と申請を行った世帯全体の収入を比べ、保護が必要かどうかを決定します。

通知

保護が受けられる場合、生活保護開始決定通知書をお送りします。保護が受けられない場合、生活保護却下通知書をお送りします。

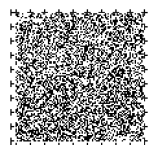


6 保護を受ける人の権利

- 1 すでに決定された保護は正当な理由がなければ、廃止されたり、不利益に変更されたりすることはありません。
- 2 保護として支給された金銭や品物には、税金はかかりません。
- 3 保護として支給された金銭や品物、または保護を受ける権利は差し押さえられることはありません。

7 保護を受ける人の義務

- 1 保護を受ける権利は他人に譲ることはできません。
- 2 働くことができる人は、その能力に応じて働き、収入の増加を図るよう努めてください。
- 3 病気のために働けない人は、医師の指示に従って治療し、一日も早く治すよう努めてください。
- 4 世帯に次のような変動があるときは、すぐに福祉事務所に届け出てください。
 - ① 収入（給料、賞与、高校生などのアルバイト収入、年金、手当、仕送りなど）に変更があるとき
 - ② 住所や家賃が変わるとき
 - ③ 家族に変動があるとき（転入、転出、結婚、離婚、入学、卒業、就職など）
 - ④ 入院、転院、退院するときなど
 - ⑤ 交通事故にあったとき
 - ⑥ その他、生活の状況が変わるときなど



- 5 居住用不動産以外の所有は原則として認められません。
- 6 自動車、バイクの所有も使用も原則として認められません。
- 7 賭け事などで生活費を浪費することなく、計画的な暮らしを心がけてください。
- 8 福祉事務所の指導や指示には従わなければなりません。正当な理由がなく指導や指示に従わないときは、保護を受けられなくなることがあります。

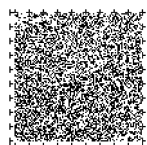
8 保護費の返還

次のような場合には保護費を返していただかなければなりません。

- 1 働いて得た収入などを届け出ないなど、不正な方法で保護費を受けたとき。
(法により処罰されることがあります)
- 2 保険の解約返戻金や保険金を受け取ったとき。
- 3 年金、手当などをさかのぼって受け取ったとき。
- 4 保有を認められない資産を売却したとき。
- 5 交通事故などによる賠償金を受け取ったとき。
- 6 その他、福祉事務所が返還を必要と認めたとき。

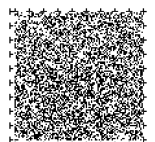
などです。このような収入があったときは、すみやかに地区担当員（ケースワーカー）に報告してください。

詳しくは、「不正受給にならないために（12ページ）」をご覧ください。



9 ^{びょういん}病院にかかるとき

- 1 ^{しんりょう}診療を受けることができる^{びょういん}病院は、^{せいかつ ほ ご}生活保護で^{してい}指定された^{びょういん}病院となっています。^{してい}指定されているかどうかは、^{ふくしじむしょ}福祉事務所におたずねください。
- 2 ^{げんそく}原則、^{びょういん}病院に行く前に、^{ふくしじむしょ}福祉事務所に^{れんらく}連絡をして、^{しんりょう}診療を受けることを^{つた}伝えてください。
- 3 ^{きゅうじつ}休日、^{やかん}夜間などで^{ばあい}連絡ができない場合は、^{びょういん}病院の^{まどぐち}窓口で^{せいかつ ほ ごてちょう}生活保護手帳を^{ていじ}提示し、^{せいかつ ほ ご}生活保護^{じゅきゅうちゅう}受給中であることを^{つた}伝えて^{しんりょう}診療を受けてください。^{しんりょう}診療を受けた場合は、^{ばあい}すみやかに^{ふくしじむしょ}福祉事務所に^{でんわ}電話^{れんらく}連絡をしてください。
- 4 あんま、マッサージ、はり、きゅうなどは、^{いし}医師の^{しょうにん}承認がなければ^う受けられない^{ばあい}場合がありますので、^{じぜん}事前に^{ちく}地区^{たんとういん}担当員（^{そうだん}ケースワーカー）に相談してください。
- 5 ^{こくみんけんこうほけんおよ}国民健康保険及び^{こうきこうれいしゃいりょうせいど}後期高齢者医療制度、^{おやいりょうしょう}ひとり親^{つか}医療証は使えません。
^{こくみんけんこうほけんおよ}国民健康保険及び^{こうきこうれいしゃいりょうせいど}後期高齢者医療制度以外の^{ほけん}保険に^{かにゆう}加入している人、及び^{ひと}その^{ふようかぞく}扶養家族になっている人は^{ひと}保険が^{つか}使えますので、^{ほけんしょう}保険証と^{いりょうけん}医療券の^{りょうほう}両方を^{ていしゅつ}提出して^{じゅしん}受診してください。



10 ^{かいご}介護サービスが^{ひつよう}必要なとき

1 ^{かいご}介護サービスを^う受けることができる^{ぎょうしゃ}業者は、^{せいかつほごほう}生活保護法で^{してい}指定された^{かいごじぎょうしゃ}介護事業者となっています。^{してい}指定されているかどうかは^{ふくしじむしょ}福祉事務所に^{おたずね}ください。

2 ^{かいご}介護サービスを^う受ける^{まえ}前に、^{ようかいごにんてい}要介護認定などの^{てつづ}手続きが^{ひつよう}必要となりますが、^{ねんれい}年齢により^{てつづ}手続きの^{ほうほう}方法が^{こと}異なります。

① ^{さいいじょう}65歳^{かた}以上の方

^{ようかいごにんてい}要介護認定の^{てつづ}手続きは、^{かいごほけんか}介護保険課^{おこな}で行います。^{くわ}詳しくは^{かいごほけんか}介護保険課に^{おたずね}ください。^{かいごほけんか}(介護保険課 ^{でんわ}電話 30-9036)

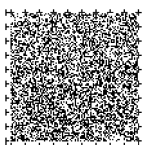
② ^{さいいじょう}40歳^{さいみまん}以上^{かた}65歳未満の方

^{さいみまん}65歳未満の方は、^{つうじょう}通常は^{かいご}介護サービスを^う受けることができませんが、^{さいいじょう}40歳以上で^{とくてい}特定の^{びょうき}病気が^{げんいん}原因で^{かいご}介護が^{ひつよう}必要なときは、^{かいご}介護サービスを^う受けることができる^{ばあい}場合もあります。

^{ばあい}この場合の^{てつづ}手続きは、^{ふくしじむしょ}福祉事務所に^{おこな}で行いますので、^{くわ}詳しくは^{ちくたんとういん}地区担当員(ケースワーカー)^{そうだん}に相談してください。

^{しゃかいほけん}社会保険に^{かにゆう}加入されている方は、^{かいごほけんか}介護保険課^{おこな}で行います。

3 ^{かいごほけんしょう}介護保険証は、^{かいご}介護サービスを^う受けるときに^{ひつよう}必要となります。^{げんざい}現在、^{かいご}介護サービスを^う受けていない^{かた}方も、^{たいせつ}大切に^{ほかん}保管してください。



1 1 保護の決定に不服があるとき

福祉事務所の決定に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

〔審査請求先〕 福岡県 福祉労働部 保護・援護課
(電話 092-643-3294)

1 2 地区担当員と民生委員・児童委員

1 地区担当員（ケースワーカー）

福祉事務所の職員として生活保護法に基づき、保護開始時の調査をはじめ、生活に必要な援助を行うための家庭訪問や保護受給中の連絡・相談及び助言指導などにあたっています。

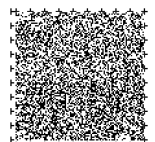
困ったことや、わからないことがあったら、気軽にご相談ください。秘密は固く守られます。

2 民生委員・児童委員

社会福祉の奉仕者として、皆さんの近所に住んでいます。

生活保護法に基づき福祉事務所と保護を受ける人とのパイプ役として、生活に困った人や悩み事を持つ人の良き相談相手として、必要な援助や助言を行ってもらっています。何か問題が生じたときは相談してください。秘密は固く守られます。

なお、民生委員・児童委員が直接お金を貸し付けることはありません。



1 3 ^{がいこくじん ほご} 外国人の保護

^{せいかつ ほご ほう てきやうたいしやう げんそく にほんこくみん}生活保護法の適用対象は原則として日本国民となっていますが、^{じじやう}事情によっては日本国民以外の人でも保護することができる場合もありますので、^{ふくし}福祉事務所に^{じむしょ そうだん}ご相談ください。

1 4 ^{ほか} その他

^{せいかつ ほご う}生活保護を受けている世帯には、^{せたい こくみんねんきんほけんりやう}国民年金保険料やNHK放送受信料の免除^{ほうそうじゅしんりやう めんじよ}制度、^{せいど げすいどうしやうりやう げんめんせいど}下水道使用料の減免制度などがあります。

また、平成26年7月から、^{へいせい ねん がつ しごと み}仕事が見つかったなどで^{しゅうろうしゅうにゅう ぞうか}就労収入が増加したために、^{せいかつ ほご はいし}生活保護を廃止する世帯に対して、^{せいかつ ほご はいし せいど}生活保護廃止後の生活を支援^{せいど}することを目的とした「^{もくてき しゅうろうじりつきゅうふきんせいど}就労自立給付金制度」ができました。

^{くわ}詳しくは、^{ちく たんとういん}地区担当員（ケースワーカー）に^{そうだん}ご相談ください。

1 5 ^{せいかつこんきゅうしゃじりつしえんせいど} 生活困窮者自立支援制度について

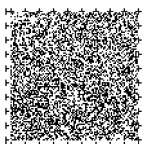
^{なん りゆう}何らかの理由により^{せいかつ ほご かいし}生活保護が開始されなかった場合、もしくは^{ばあい}生活保護が^{せいど}廃止された場合は、^{せいど}生活困窮者自立支援制度を案内しています。この制度では、^{りしよくしゃ たい やちん ほじよせいど いっぱんしゅうろう おこな}離職者に対する家賃の補助制度や一般就労を行うための^{じゅんぴじぎやう}準備事業などを活用^{かつよう}しながら、^{よ そ しえん てんかい}寄り添った支援を展開しています。

【^{と あ さき}問い合わせ先】

^{くる め し せい}久留米市生活自立支援センター（^{くる め し やくしよ かい}久留米市役所3階 ^{かいぎしつ}310会議室）

^{せいぶ でんわ}（西部）電話0942-30-9185 FAX 0942-30-9186

^{とうぶ}（東部）電話0942-30-9113 FAX 0942-30-9327



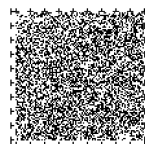
ふ せい じゅ きゅう 不正受給に ならないために

せいかつ ほ ご ふ せいじゅきゅうぼう し
～生活保護不正受給防止のしおり～



このしおりは、あなたに^{し きゅう}支給する^{せいかつ ほ ご ひ}生活保護費が不正受給^{ふ せいじゅきゅう}にならないよう、
^{さだ}定められたルールを守り、^{まも}届出^{とどけで}をしていただくために大切なものです。
^{てもと}あなたのお手元に^{ほかん}保管し、^{ひつよう}必要なときに^よ読み返^{かえ}してください。

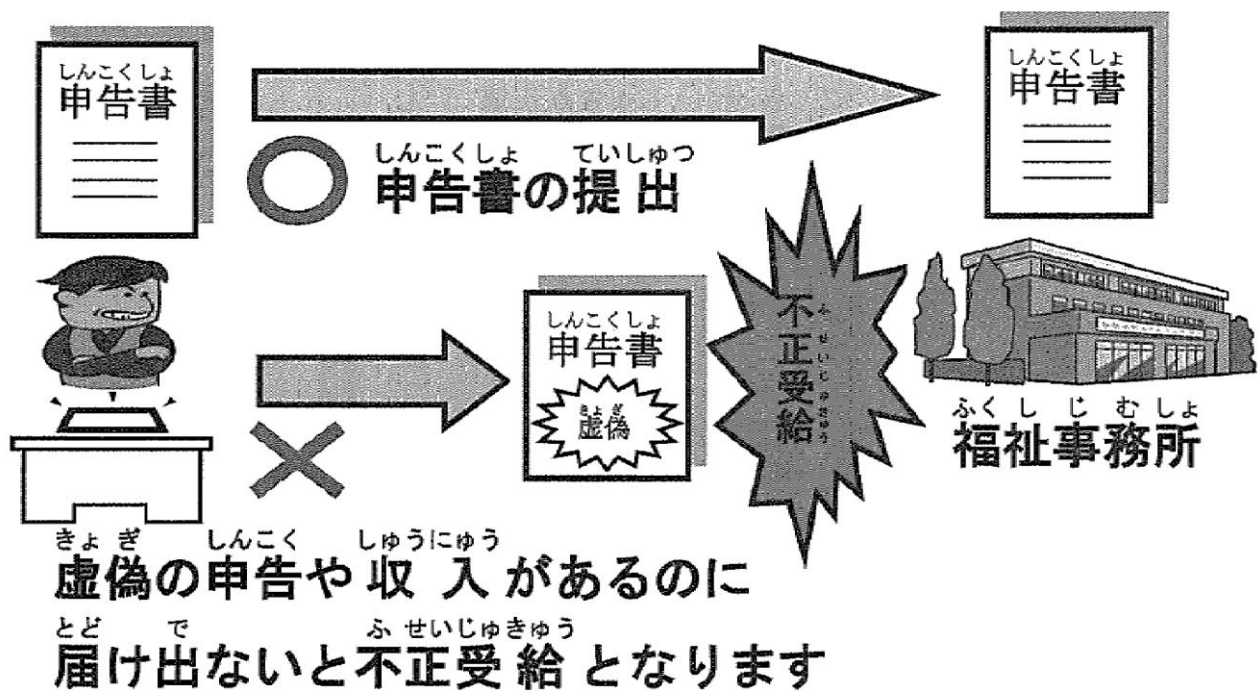
く る め し ふく し じ む し ょ
久留米市福祉事務所



不正受給とは

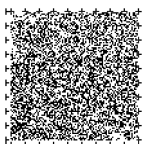
生活保護を受けている間、あなたの世帯の収入や世帯員の状況に変化があったときは、福祉事務所に速やかに正しく届け出なければなりません。

これらを正しく届け出なかったり、その他不正な手段を使ったりして、保護費を受け取ることを「不正受給」と言います。



生活保護法（届出の義務）

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況に変動があったとき、又は居住地もしくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。



ふ せ い じ ゅ き ゅ う

不正受給にならないために

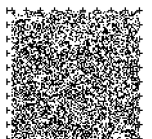
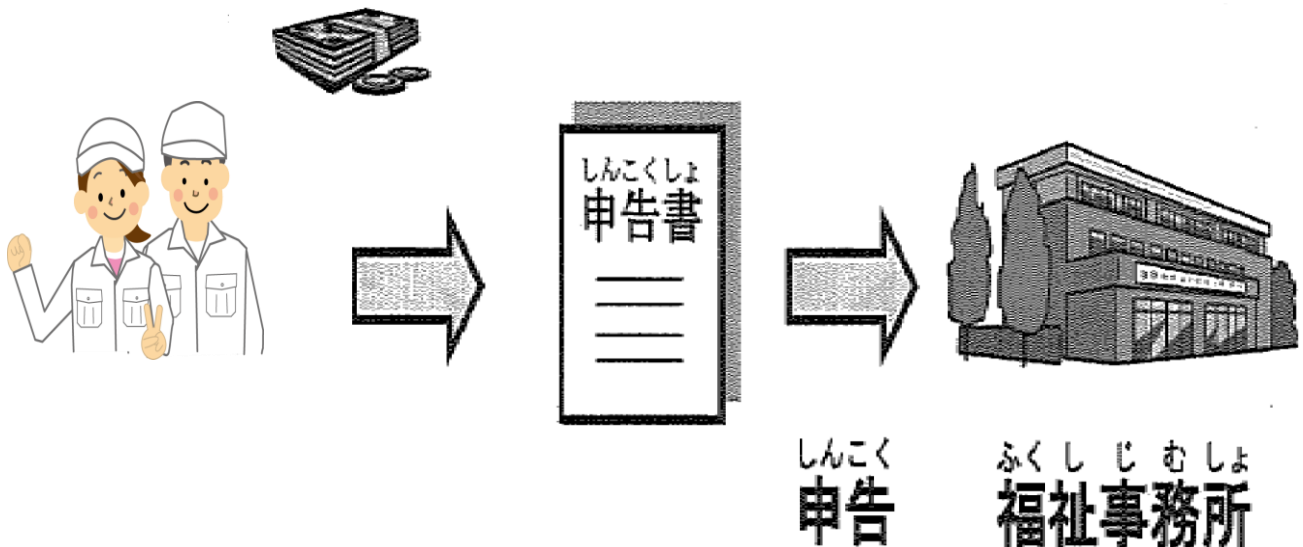
その1 「働きによる収入を届け出る」

働いて収入を得た場合は、福祉事務所に届け出る義務があります。

「収入申告書」に給与明細など収入内容を証明する資料を添付して提出してください。

れい
例

- 定期的な収入（毎月の給料など）
- 臨時的な収入（ボーナスや日払いの給料など）
- 20歳未満の者のアルバイト収入



ポイント

・働きによる収入については、収入金額や年齢に応じて、基礎控除や新規就労控除、20歳未満控除などがあります。また、必要経費として、交通費や保険料、託児費（学童保育にお子さんを預けた時の費用等）などが認められます。

○基礎控除・・・収入金額に応じた控除

○新規就労控除・・・新たに中学校・高校を卒業した方などが継続性のある職業に従事した場合に適用する控除

○20歳未満控除・・・20歳未満の者に適用する一定額の控除

※就労収入のある世帯は、基礎控除などの分だけ生活費が多くなります。

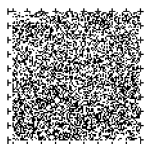
※「収入申告書」を提出しないと、不正な手段により保護を受けたものとみなされ、各種控除などの適用ができなくなるばかりでなく、その全額を返還していただくことになります。

・高校生のアルバイト収入について

基礎控除や20歳未満控除のほかに、必要経費（例：私立学校における授業料の不足分、修学旅行積立費、クラブ活動費など）として取り扱うことができます。

また、高校卒業後の就労や早期の保護からの自立のために、①自動車運転免許等を修得する経費②各種学校や大学に就学するための経費③就労や就学に伴って転居する場合の転居費用などを積み立てる場合には、収入として取り扱わないことができます。

詳しくは、地区担当員（ケースワーカー）にお尋ねください。



その2 「働きによらない収入を届け出る」

年金や援助など、働きによらない収入があったときも、必ず福祉事務所に届け出てください。

例

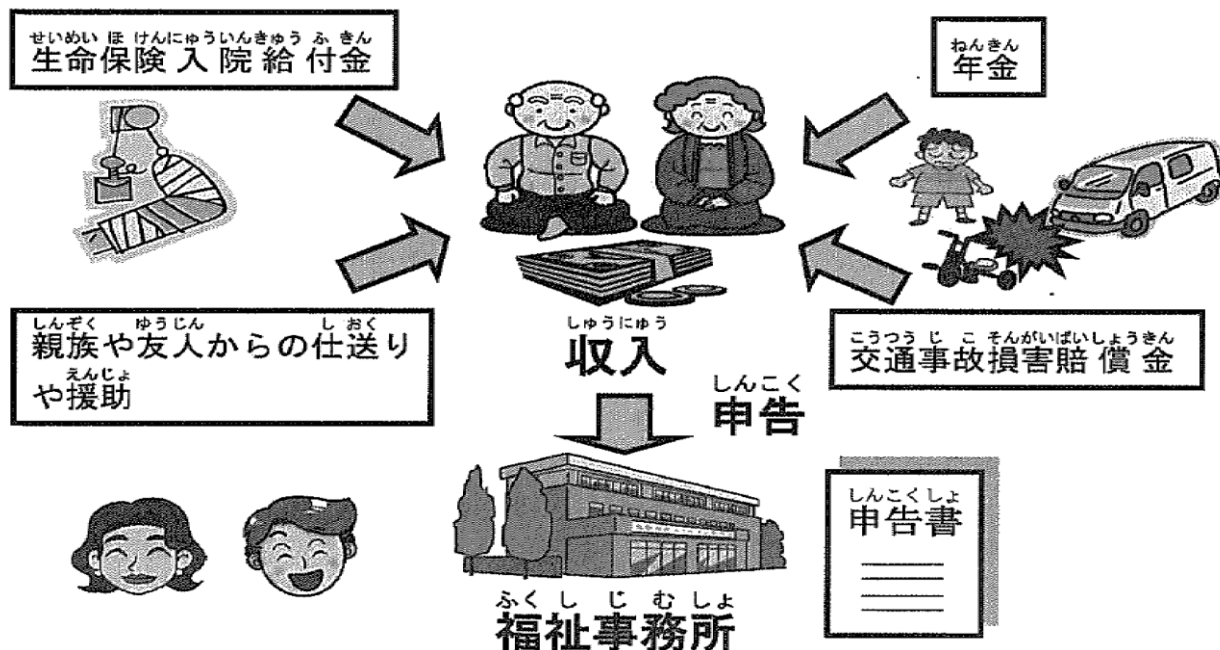
●年金や公的手当などの収入

●生命保険の入院給付金や解約返戻金

●世帯の者以外からの仕送りや援助

●交通事故の相手方からの損害賠償金

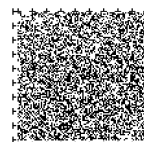
●インターネットオークション出品による収入など



ポイント

・保有を認められていた生命保険の解約返戻金であっても、働きによらない収入になりますので届け出てください。

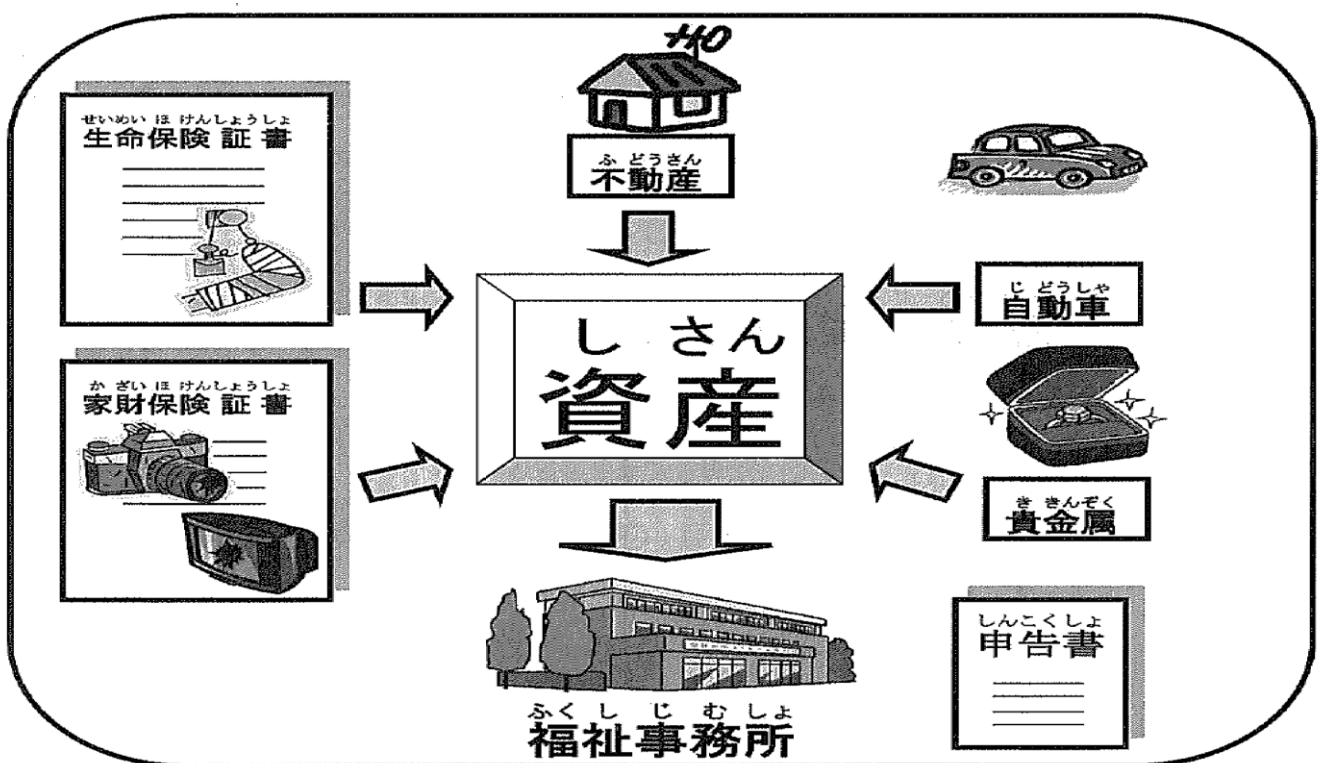
・生活保護受給中の借金（年金担保を含む）はできません。社会福祉協議会からの生活福祉資金の借入れは認められる場合がありますので、事前にご相談ください。



その3 「資産を届け出る」

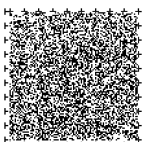
資産があるときは、必ず福祉事務所に届け出てください。

- 例**
- 生命保険（学資保険・共済保険等）や損害保険（火災保険や家財保険等）などの各種保険
 - 土地や家などの不動産
 - 自動車や高価な貴金属類 など



ポイント

- ・どのような保険でも必ず福祉事務所に届け出てください。学資保険や少額掛金の危険対策目的の保険は保有できる場合があります。
- ・不動産等を相続したときは、あなたの資産となりますので、福祉事務所に届け出てください。



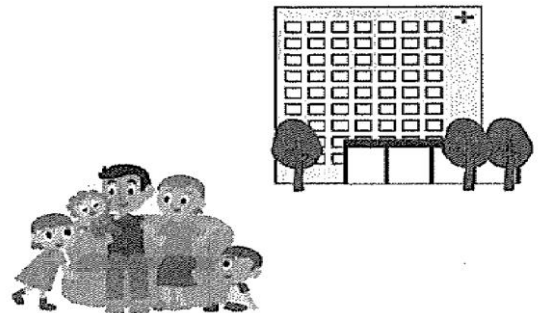
その4 「世帯状況の変化を届け出る」

世帯の者が増えたときや減ったときは、生活扶助費の変更を行いますので必ず福祉事務所に届け出てください。

例 ●世帯の者の転出または転入

●世帯の者の入院または退院

●世帯の者の出生や死亡など



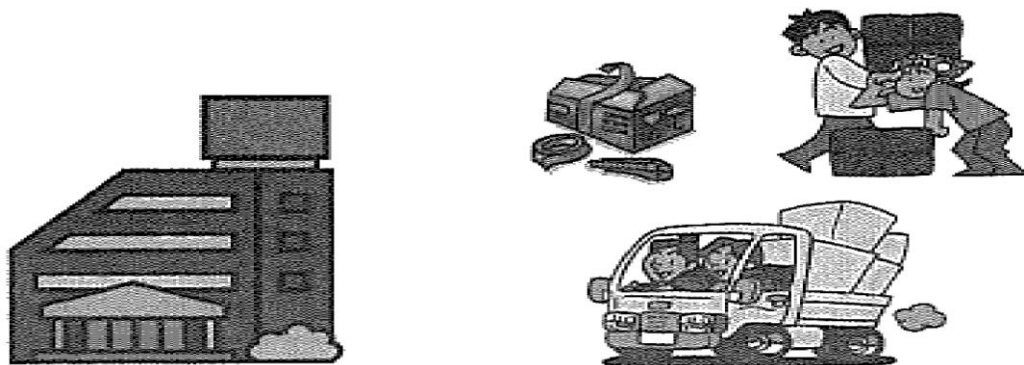
ポイント

- ・家族でない人が一緒に暮らすようになったときも、福祉事務所に届け出てください。

その5 「必要な費用は正しく申請する」

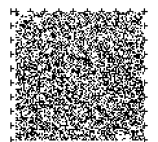
一時的に必要な生活費用は、正しく申請し、使ってください。

例 ●引越しの費用（敷金・礼金・運送費等） など



ポイント

- ・これらの例示以外の収入や資産、世帯状況の変化があったときも、正しく福祉事務所に届け出てください。



不正受給に対しては

不正受給を行ったときは、不正に得たお金を福祉事務所に返さなければなりません。また、不正受給に対しては警察に告訴することもあります。

例 1

働きによる収入を得ていたが、届け出がなかった。



正しく届け出ていれば、受けられたはずのさまざまな控除（基礎控除・20歳未満控除等）が受けられなくなり、その分も含めて福祉事務所に返さなければならない。

例 2

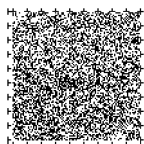
生活保護受給中は借金をすることができないにもかかわらず、知人や金融機関からお金（年金担保を含む）を借りた。



借金も収入とみなされるので、すでに受けた保護費を福祉事務所に返さなければならない。

生活保護法（罰則）

第 8 5 条 不実の申請その他の不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

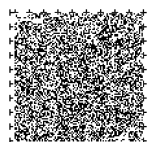


おわりに

生活保護は、皆さんの健康で文化的な生活を守るための制度です。

不正受給にならないよう、定められたルールを守り、正しい申告を心がけてください。

わからないことや相談したいことがあれば、あなたの担当ケースワーカーにご遠慮なくおたずねください。



ジェネリック医薬品について

生活保護を受給している皆さまに後発医薬品（ジェネリック医薬品）
を使用して頂くことをお願いしています。

医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、原則として使用して
いただくことにしています。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の品質や効き目、安全性は、これまでの
お薬と同等です。

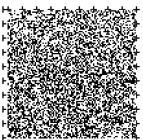
国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。

このため、生活保護では、国全体で後発医薬品の普及に取り組む一環として、
医師が後発医薬品への変更を不可としていない（一般名処方を含む）場合は、
後発医薬品を原則として使用していただくことにしています。

後発医薬品の使用に同意していただけない場合は、後発医薬品以外
の医薬品が調剤されますが、薬局はその理由等を確認し、後日、福祉
事務所へ連絡する場合があります。

薬局で、後発医薬品の使用について説明を受けたときは、積極的に後発医薬品
を使用してください。

後発医薬品を使用できない特別の理由等がある方は、福祉事務所や医師
または薬剤師にご相談ください。



ふくしじむしょ こうはついやくひん しょう
福祉事務所は、後発医薬品を使用していただくように、詳しくお話を
させていただくことがあります。

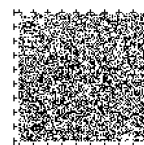
ふくしじむしょ こうはついやくひん しょう かた こべつ りかい もと
福祉事務所は、後発医薬品を使用していない方へ、個別に理解を求めて、
その使用を促していく場合があります。

こうはついやくひん ひんしつ き め あんぜんせい くすり どうとう
後発医薬品は、品質や効き目、安全性はこれまでのお薬と同等ですので、
いし こうはついやくひん しょう みと ばあい せっきょくてき しょう
医師が後発医薬品に使用を認めている場合は、積極的に使用してください。

せいかつ ほ ご じゅきゅう みな こうはついやくひん ふきゅうそくしん
生活保護を受給している皆さまにおかれましても、後発医薬品の普及促進
にご理解・ご協力をお願いします。

いし こうはついやくひん へんこう みと ばあい たいしょうがい
※医師が後発医薬品への変更を認めていない場合は対象外です。

わ ふあん ふくしじむしょ いし やくざいし
※分からないことや不安なことがあるときは、福祉事務所や医師または薬剤師
に相談してください。



せいかつ ほ ご しんせい みな
生活保護を申請される皆さまへ

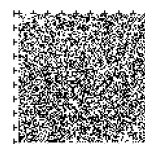
マイナンバーを^{ていきょう}提供していただくにあたって
りようもくてき^し
利用目的をお知らせします

ぎょうせいてつづき とくてい こじん しきべつ ばんごう りようとう かん
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
ほうりつ ばんごうほう へいせい ねん がつ にち せこう へいせい ねん がつ にち
法律」(番号法)が、平成27年10月5日から施行され、平成28年1月1日
いこう ぜい しゃかいほしょう ぶんや てつづき しんせいしょう こじんばんごう
以降、税や社会保障の分野の手続で、申請書等に個人番号(マイナンバー)
の^{きさい ひつよう}記載が必要となりました。

こんご せいかつ ほ ご しんせい みな ほんにんおよ せたいいん かた こじんばんごう
今後、生活保護を申請される皆さまから、ご本人及び世帯員の方の個人番号
を^{ていきょう}提供いただき、^{ほ ご}保護の^{ようひおよ}要否及び^{ていど}程度の^{けつてい}決定を行^{おこな}う際の^{さい ひつよう}必要な^{ちょうさ}調査のため
^{りよう}利用させていただきます。

なお、^{ほ ご}保護の^{けつていとう}決定等における^{ちょうさ}調査のため、マイナンバーを使^{つか}った^{かんけいきかん}関係機関へ
の^{しょうかい}照会は、^{へいせい}平成29年^{ねん}7月^{がつ}より^{かいし}開始しています。

じむ じっし こじんばんごう しゅうしゅう くるめしこじんじょうほう
事務の実施にあたり、個人番号を収^{しゅうしゅう}集するときには、^{くるめしこじんじょうほう}久留米市個人情報
^{ほ ごじょうれい}保護条例の^{きてい}規定により、^{りようもくてき}あらかじめ^{めいじ}利用目的を^{ひつよう}明示する必要がありますので
^{つぎ}次の^しとおりお知らせします。



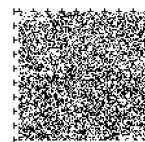
みな しゅうしゅう こじんばんごう い か もくてき はんいなく りよう
皆さまから 収 集 した個人番号は以下の目的の範囲内で利用します

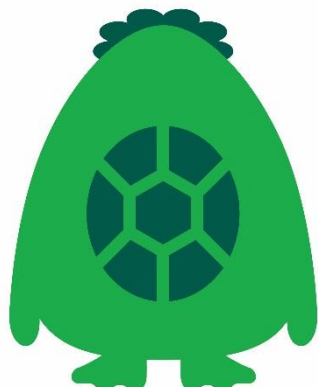
い か じょうほう かくにん りよう ていしゅつ しよるい しょうりやく
以下の 情 報 の 確 認 に 利 用 す る こ と で、 ご 提 出 い た だ く 書 類 を 省 略 す る
こ と が で き ま す。

- いりよう ほけんきゅうふかんけいじょうほう
・ 医 療 保 険 給 付 関 係 情 報
- じどう ふよう てあて かんけいじょうほう
・ 児 童 扶 養 手 当 関 係 情 報
- しつぎょうとうきゅうふかんけいじょうほう
・ 失 業 等 給 付 関 係 情 報
- ちほうぜい かんけいじょうほう
・ 地 方 税 関 係 情 報
- ねんきんきゅうふかんけいじょうほう
・ 年 金 給 付 関 係 情 報
- たせいかつ ほごほう ほご けつてい およ じっし しゅうろうじりつきゅうふきん しきゅう
・ その他生活保護法による保護の決定及び実施、就 労 自 立 給 付 金 の 支 給、
ほご よう ひよう へんかんまた ちょうしゅうきん ちょうしゅう かん じむ
保 護 に 要 す る 費 用 の 返 還 又 は 徴 収 金 の 徴 収 に 関 す る 事 務

い か じぎょう じむ せいかつ ほご かんけいじょうほう ていきょう せいかつ ほご じゅきゅう
以下の 事 業 (事 務) へ 生 活 保 護 関 係 情 報 を 提 供 す る こ と で、 生 活 保 護 受 給
しょうめいしょ ていしゅつ ふよう
証 明 書 の 提 出 が 不 要 に な り ま す。

- しょうがいじにゆうしょきゅうふひ こうがくしょうがいじにゆうしょきゅうふひ とくていにゆうしょしょうがいじしょくひとう
・ 障 害 児 入 所 給 付 費、 高 額 障 害 児 入 所 給 付 費、 特 定 入 所 障 害 児 食 費 等
きゅうふひ しきゅう じむ
給 付 費 の 支 給 事 務
- じどう ふくしし せつにゆうしょひふたんのうりよく にんてい じむ およ ひよう ちょうしゅう じむ
・ 児 童 福 祉 施 設 入 所 費 負 担 能 力 の 認 定 事 務 及 び 費 用 の 徴 収 事 務
- こうえいじゅうたくやちん げんめん じむ
・ 公 営 住 宅 家 賃 の 減 免 事 務
- ねんきん ほうていげんめん じむ
・ 年 金 の 法 定 減 免 事 務
- たばんごうほうべつびようだいに きてい じむ
・ その他番号法別表第二に規定された事務





はつこう 発行	れいわねんがつにち 令和6年12月1日
はっこうしゃ 発行者	くるめしふくしじむしょ 久留米市福祉事務所
じゅうしょ 住所	〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3
まどぐち 窓口	くるめしやくしよちかかい 久留米市役所地下1階
でんわ 電話	(0942) 30-9023 けんこうふくしぶせいかつしえんだいかだい 健康福祉部生活支援第1課・第2課
FAX	(0942) 30-9710

